

第7回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会議事録

平成24年1月27日（金）
消費生活センター

委員長： それでは、第7回門真市自治基本条例制定検討委員会を開催いたしたいと思えます。それでは、前々回までの条例制定検討委員会での委員の皆様のご意見を基に事務局が作成しました、自治基本条例検討案に従いまして議論を進めて参りたいと思えます。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局で作成いたしました会議資料の説明の前に資料の確認をさせていただきます。前回の委員会にて、使用させていただきました

第6回門真市自治基本条例制定検討委員会議資料

第7回仮称門真市自治基本条例制定検討委員会次第

第8回仮称門真自治基本条例制定検討委員会の開催通知

以上の3点でございます。そろっておりますでしょうか。不足の資料がございましたら、事務局までお申し出くださいますようお願いいたします。

それでは、第6回仮称門真市自治基本条例制定検討委員会会議資料をご覧ください。

前回、第10条の議員の役割の検討まで終了しておりますので、資料13ページ第11条、市役所の役割から進めさせていただきます。なお、前回同様説明に関しましては1条ずつ説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、第11条、市役所の役割ですが、こちらに関しましては、第2項の文言を整理いたしまして、第4項を加えております。こちらの条文に関しましての説明は以上です。

委員長： 事務局から説明がありましたが、この件につきまして何かご意見・ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

特にこの条項については、課題や懸案事項はなかったですか。

事務局：　　まず、第2項に関しましては、広報紙や HP 等具体的な表現がなされておりましたが、他の条文との整合性をはかるために、具体的な事柄についてはあえて削除しております。

　　しかしながら、説明部分のどういう手段を講じていくのかというところでは、その記載については、そのまま残させていただきます。あと、第4項につきましては、検討委員会のご議論、またわれわれ事務局としても意見を述べさせていただいたところですが、職員の人材育成に努めていくというところが、より積極的な市政になるのだろうというようなところであえて、市民検討委員会ではなかった条文を付け加えたというところ。以上です。

委員：　　説明の中にフェイスブックという表現があるのですが、フェイスブックというのは公的な場面で、広報媒体として使うというのは問題ないのですか。

事務局：　　自治体さんと一緒にボランティア団体や NPO 団体等が運営しているようなケースが多いようです。実際にフェイスブックやツイッターというようなソーシャルネットワークサービスを活用して色々な方からご意見を頂戴するという仕組みが色々なところから少しずつ起きているという状況ですね。

委員：　　フェイスブックというのは、基本的に自分を明らかにしながら、個人的な思いをやり取りする、いわゆるコンピューターの中での友達育成のようなものなのかなと。だけど、勘違いかもしれませんが、反対に法的な個人情報漏れるという大きな問題も引き起こされているという報道も聞いたことがありますので、それが公的な運営の中で OK ならそれでいいのですが、少しその辺が気になりました。

事務局：　　運用的な部分につきましては、再度確認させていただきたいと思います。

委員：　　市役所としてこれを使うというより、公務員として思いを出した時に、情報の漏えいに引っかけられるのかどうか気になるので精査していただけたらと思います。

事務局： はい。

委員長： 今回のフェイスブックやツイッター関連の情報との絡みの検討について、他に何かご意見ありましたら、お願いします。
先ほど、委員からご質問もあったので、事務局で調査・検討していただきたいと思います。

事務局： はい。確認させていただきます。少し自分の知っている範囲で申し上げますと、活用されているような自治体さん、もしくは自治体さんから依頼を受けてやっておられるところについては、あまり深い話ではなく、市の取っ掛かりとなるような形で、お互いに言い合うような入り口として活用されているケースが多いので、中身までということになるのなら、そこは運用も非常に難しいので、研究していかないといけないかなというところだと思います。そのあたりについてもわれわれの方で研究させていただきたいと思います。

委員長： ツイッターとフェイスブック、どこまで活用するのかという範囲や基準等ができるのであれば、そういう心配はないという方もおられるかもしれませんので、それは検討しておいて下さい。

事務局： はい。

委員： 地域 SNS については総計でも盛り込まれておりますが、この具体的な発言をしてみたいな表現については、全体の合意は得ておりませんので、解説に入れるにしても、この書き方のままでは、いかにもやってしまうような雰囲気が出ておりますので…

委員長： この件については、これでよろしいでしょうか。
では、他にございますか。なければ、市役所の役割ということで、これでいきたいと思いますがどうでしょうか。
それでは、事務局、次の説明をお願いします。

事務局： では、続きまして資料 14 ページ第 12 条をご覧ください。
こちらの条文に関しましても、制定検討委員会におきまして、

第11条の市役所の役割に含めてはどうかというご意見を頂戴いたしました条文でございますが、こちらに関しましては前回の制定検討委員会の第10条、議員の役割にてご説明させていただきましたが、市民検討委員会にて聖徳太子の17条憲法にあやかった17条条例にしようという強い思いから、文言の修正を行った上で残しております。こちらの条文に関しましての説明は以上です。

委員長： 前回ご議論いただきましたが、基本的に市民検討委員会も制定検討委員会も、職員の役割という形で示しておりますが、これにつきまして何かご意見ございますか。

全体の定義付けの中で、事務局案としてどうしてもこういう形で示したいということでございます。

特に役割につきまして、取り上げて項目を作っておりますが、何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

委員： 市民検討委員会の「全体の奉仕者」という、地方自治の本旨の明日を切り開く条文ですが、これは非常に大事なことではないかと思えます。ですから、事務局案でも挿入できれば、求められている時期ですから、中身が充実するのではと思えますね。

委員長： 要は、市民検討委員会の内容を、この検討案に付け加えてはどうかということですね。

委員： 職員は知っていますが、市民があまりこういう言葉はなじみがないので、市民検討委員会の方は素晴らしいと思えます。これを入れた方がしまっていないのではないかと個人的に思えますね。

委員長： この件につきまして、各委員さん、何かご意見ございますか。

委員： すみません。「一部の市民のための公務員ではありません」というところと、「一部の市民のエゴ」というのは、例えば、同じように広く対応するのが市の公務員像という意味で、不当なエゴに対しては対応しなくてはいけないですが、障がい

を持っていたり、色々な部分で多く関わる必要のある方もいらっしゃるのでは、まんべんなくというイメージが伝わってきて…

やはり必要な人には手を差し伸べなくてはいけない部分があります。不当な要求はエゴですが、主張していただくことはエゴではないと思うので、文章だけを読むとそのあたりが混同していると思います。

事務局： 説明のところですね。

委員： そうです。こういう風に説明されると、わがままをいっている、エゴだということになってしまっ…

そうではなく、主張をちゃんと受け止めるということは、今の行政もそうしていますし、これからも必要だと思います。

委員長： どうでしょうか。今ご意見がありましたけれど。

委員： 説明のところは、表現がもうひとつかなと思います。一部市民の要求も含めて蹴ってしまいそうなニュアンスもありますし、エゴから守るために設けましたという表現も、市が条例を提案する立場として、どうかと思いますので、全体的な文言の整理が必要かと思います。

委員長： 本文では、「不実または虚偽の記載をしておりません」という表現になっております。

説明について、一部という言葉より、全体という形で表現されてはどうかというご意見がありました。

事務局、そうしましたら説明のところにも今のご意見を。先ほど委員から言われた、市民検討委員会の「全体の奉仕者として云々」という表現についてはみなさん、どうでしょう。

この表現では、「自己研鑽に努めます」という自身の持ち方についてですが、市民検討委員会としては、職員というのはいくつかの点で表現されております。何か他にご意見ございますか。

副委員長： 確かに「全体の奉仕者として」というのは、非常に大事な文言なんですけど、実際には地公法の文書の焼き直しだという

こともあるので、あえて二度ここでいう必要があるのかどうか。当然のことなので、非常に大事な言葉だということは間違いないのですが、法律の文言の焼き直しであれば、検討条例案が条例には相応しいかなと思ったりするんです。新たな言葉として、市民検討委員会の言葉を受けて、制定検討委員会で練られた文章が出てくるのかなと思ったりするのですが、このあたりはどうなのでしょう。

委員長： 色々なご意見がありますが、各委員さん、どうでしょうか。

委員： 憲法にも書いていますよね。自治基本条例の「基本」という言葉があるのならあってもいいのかなと思うのですが。それから、やはり市民のエゴという書き方は気になりました。

委員長： 今、二つの考え方が出てきているので、みなさんの合意に達した方がいいのではないかと思います。

委員： 職員の役割というのは、自治基本条例の基本理念を実現するために、当然の憲法や地方自治の本旨に基づいた立場になって自己研鑽するんですと。検討条例案では立場が欠落しているのではないかと。「全体の奉仕者」という言葉はいれなくても、それに近いような言葉で、立場を表記しないと、いきなり自己研鑽というのは飛躍があるかと思えます。

委員長： 特出ししているので、逆にそのつり合いをきちっとした方がいいのではというご意見なので。

委員： 市の職員の役割というふうになれば、当然事務局の書かれているあたりの内容なのかなと思います。ただ、説明は市に対して、いわゆる「公共の利益」とか「全体の奉仕者」というところでは、一部の方からかなりモンスター的な部分もあって、それで流されてしまうというのは問題だということで、そのあたりを条例の中で、職員は全体を見てしっかりしろということと、守ってあげようというニュアンスで書かれたのかなと思うと、一部の文言訂正は必要なのかなと思うのですが。ただ、説明の趣旨を活かす時に、12条の文章で

いいかどうかというと、「全体の奉仕者」という言葉があってもいいのかなと思ったりするのですが、確かにそれは当たり前のことなので、わざわざ市の条例で落としていくのは、条例の作成上、通常の手続きではないと言われたらそんな気がしますし、わからないのが本音です。

委員長：　そうしましたら、色々なご意見もありますし、委員さんにも次回までに考えていただいて、事務局も今のご意見を踏まえまして、これに代わる良い表現があれば少し考えていただけますか。

それと、委員さんの方で、全体の条項について考えてもらって、結論的にどちらがいいか研究をしていただきたいと思います。説明については、各委員さん同じようなご意見ですので、少し表現を変えてまた委員さんにお示しするというところでよろしくをお願いします。

事務局：　はい。

委員長：　それでは、少し宿題が残りましたが、職員の役割については次回決めたいと思います。

次に13条をよろしくをお願いします。

事務局：　続きまして、資料14ページの第13条でございます。こちらにつきましては、「努めなければならない」という言い切り方の表現を、「努めます」という風に修正させていただいております。

こちらの条文に関しましては以上です。

委員長：　特に、前回、前々回では、全体の流れの中で「努めます」という形に統一するということでしたが、これにつきましては何かご意見ございますか。これは確か表現の問題でしたね。

事務局：　はい。そうです。

委員長：　よろしいでしょうか。

委員： すみません。説明の部分が震災関連中心の広域行政という形に重きを置いているので、このあたりは整理していただきたいです。

委員長： 説明のところを整理してほしいということです。

委員： 「津波の心配は少ないものの」等を含めて少し…。

事務局： 資料 15 ページ第 14 条については、市民検討委員会案との変更点はございません。以上でございます。

委員長： 何かご意見ございますか。このあたりは課題、問題点は何かございますか。

委員： ここについては特に何もありません。

委員長： ここについては何もなしということで、次に進みます。それでは、15 条の説明をお願いします。

事務局： 資料 16 ページの第 15 条に関しまして、こちらに関しましても、市民検討委員会原案との変更点はございません。

委員長： 課題等も特になかったですね。

事務局： 一つだけ、説明のところで、市民検討委員会では、「自治会加入率の低下～」というところから文章が始まっていますが、地域会議の検討会議の中でも、種々ご議論がありまして、その部分については、説明の中では削除させていただきました。

委員長： という考え方で検討条例案を作成したということです。何か、ご意見等ございますか。特にご意見はないということでしょうか。

それでは、次に移らせてもらいたいと思います。16 条をお願いします。

事務局： 続きまして、資料 17 ページ、第 16 条をご覧ください。

こちらの条文に関しましても、条例制定検討委員会にて、たくさんのご意見をいただきましたが、説明にもございますとおり、地域会議とは、地域が自主的に設立するものであり、一定の地域を範囲とした地域の課題に対し、整理・解決に向けた取り組みを、自治会、各種団体や、NPO、市役所が協働することにより、現状からのステップアップを狙ったものであります。地域全体会議については、団体ヒアリングにおきまして、否定的なご意見を多数頂戴いたしました。また、条例制定検討委員会においても否定的なご意見を頂戴いたしましたところから、地域全体会議を削除いたしまして、まず、地域会議があり、その活動の中で、さまざまな支援方法については、別に定めるといようにさせていただいております。こちらの条文に関しましては以上でございます。

委員長： 地域会議の推進につきましては、前々回や、色々な場面でご意見を頂いておりますが、地域への説明とご意見を頂くという中で、地域全体会議はいかかなものかという否定的な意見が多かったということで、それを踏まえまして、事務局がこのような形で16条を作っているわけです。今回の目的といたしましては、地域で特色のある公民協働といいますか、コミュニティを活性化していきたいという狙いもございますが、市民検討委員会では、地域全体会議を設けないと進まないというようなご意見がございました。ということで、地域へ回ってみると、地域全体会議に対しては否定的で、地域で進めていった方がいいというご意見が多かったということです。内容的には、こういう形で事務局がまとめておりますが、今までの検討委員会でのまとめということで差がありますけれど、このような経過がありますので、事務局案を良とするかどうかについて、ご意見ございますでしょうか。

地域会議以外について、何か課題等はございますか。

事務局： 条例制定検討委員会の中では、地域会議が中心だったかと思っております。また、各種団体様を回らせていただいた時にも、やはりご議論はこの部分が中心になっております。

私自身が印象的だったご意見というのが、団体様からですが、地域全体会議という全体の仕組みを作ってしまうと、実際に市役所と一緒にあって、地域の課題を解決していこうと言

っているのに、市の影が薄くなってしまい、何かわからないところと協働していってしまうのではないかとということで、そんな不安があるとか、市が逃げ腰になっているという風に受け止められかねないようなご意見を頂いたのが、印象的です。

合わせて、全体会議が市の地域自治の取り組みを一つ一つ決めるのならば、全体会議が全ての地域を回って、全体会議で全部やってはどうかというようなご意見も頂きました。やはり、地域性を尊重していきたいという強い思いなのかなと感じました。

委員長： 状況について、事務局から説明がありましたが、何かございますか。

委員： すみません。後、議論していただきたいのが、地域会議という名称についてなんですけど、このままでいくのか、もう少し違う名称の方がいいというご意見がございましたら、一度ご議論していただきたいと思うのですが。

委員長： これにつきまして、ご意見ありましたらお願いします。

委員： すみません。当初は地域会議は小学校区というイメージで最初の方は、出ていたように思うんですが、地域の方のご要望等が増えていく中で、場合によっては中学校区の範囲も考えていくというような説明になっていますが、どういう内容で、地域によっては中学校区範囲を考えるとというイメージはあるのですか。

事務局： 市民検討委員会で、小学校区だけという断定的な表現がいいのかというご議論がありまして、小学校区でやれるところもあれば、中学校区に広げた方がいいというところもあるだろうということで、その部分につきましては、事務局の説明にもそのまま載せております。小学校区範囲で立ち上がるころもあれば、少し時間をかけなければいけないころもあると思いますので、色々な幅を持たせるために、説明でこういう表現をされているのかなと考えております。中学校区という表現が必要ないということならば、削除するということ

で、説明の方でも問題はないのかと思います。

委員長： 今のご意見につきまして、何かございますか。
基本的には、小学校区のような範囲のイメージで…。

事務局： はい。われわれとしても、そのようなイメージで様々な場面を設定していきたいと考えております。

委員長： では、今の件につきまして、小学校区を原則とするということで、中学校区等が入ると曖昧になるので、やめた方がいいということによろしいでしょうか。

委員： 先ほどのご意見、私もそのとおりにかなと思います。小学校区を設置単位とするというように誘導した方がいいのではないかと思います。

委員長： 他に違うご意見の方いらっしゃいますか。

委員： 地域会議の名称も最初に見た時は多少違和感があり、池田市や枚方市では、コミュニティ組織という言葉を使っていますし、ちょっと検討したらどうかなという気がします。

もうひとつ、地域会議の構成は、色々な団体で構成されると規定されていて、構成団体が地域の課題に向けて解決していくと。それぞれの地域で課題はあると思うのですが、課題を持つ団体が事務局とセットみたいになると会議の運営が難しいと思いますので、説明の中で、単なる「課題」ではなく、「共通の課題」ということであれば、みんなが一致して、その課題に向けて解決していくということに発展していけると思います。

中学校区の件についても、小学校区でいいと思います。歴史的な経過もありますし、自治連合会も小学校区単位でやっていますので、小学校区単位で限定した方がやりやすいと思います。

委員長： 他に違う意見の方いらっしゃいますか。
「小学校区を原則に、地域によっては中学校区の範囲」という表現につきまして、中学校の部分につきましては、削除し

た方がいいということによろしいですか。これについて、事務局で表現の整理をお願いします。

それと、地域会議という名称について、今すぐはイメージがわからないと思いますので、次回までにこれに代わる名称を研究していただきたいと思います。これに代わる名称があれば、皆さんの同意のもとで、検討したいと思います。

それ以外で何かご意見ございますか。なければ次に進みたいと思います。

事務局： では、資料 18 ページ第 17 条をご覧ください。
こちらに関しましては、「市長や議会に意見書を提出することができます」という文言を削除しております。こちらの条文に関しましての説明は以上です。

委員長： 前々回までのこの問題点は。

事務局： 一つは、意見書を提出するというのはどうなんだということです。もう一つは、第 2 項ですが、そのまま市民検討委員会の分を引っ張ってきているのですが、「議会及び市役所は、この条例が改正が必要となった場合は、速やかに改正しなければなりません」となっておりますが、議会も速やかに改正しなくてはいけないかというようなことが、少しご議論があったのかなと記憶しています。

委員長： 今までの整理として事務局に説明してもらいましたが、それを踏まえまして、何かご議論願いたいと思います。特に意見書云々については、ご議論があったということで、事務局の方でこういう整理をしたということです。

事務局： すみません。第 2 項の付け加えの説明になりますが、もともと市民検討委員会の検討の中でも、最後の会になるまでは、議会という言葉はついていなかったんです。最後の市民検討委員会で、委員の方から議会も付け加えてはどうかという意見があり、議会も市も改正していくという方向に進んでもらいたいということで、「議会及び市役所」という表現になりました。

- 委員長： この表現が本当にいいのかどうか。
議会が改正するということになるのではないかということで、経過としては最後の市民検討委員会の中で議会がついたということです。
- 委員： すみません。自分のメモで、他市の条文を確認する必要ありと書いており、課題として残っているのかなと思うのですが、その辺りは…
- 事務局： ここの部分ですか。
- 委員： どの点で他市の条文を参考にするのかと思ひまして。
- 事務局： それはおそらく、こういう委員会を作っているところがあるのかなのかということだと思います。
府下や近畿圏の中で、こういう委員会はあるのかというご質問だったと思います。われわれの方でも調べさせていただきました。大阪府下で、自治基本条例を制定しているところは13市で、そのうち、我々と同じように、17条のような推進会議があるところは池田市、吹田市、和泉市の3市です。また、条例の見直し等について、条項を記載しているところは、10市ございます。
- 委員長： 2項をそのままということについては、これでよろしいですか。事務局としては、案として適当だということでも事務局案として載せているということですか。
- 事務局： そこは、あまりご議論も活発ではなかったのかなということで、そのまま持ってきました。この条文だけを読むと、推進委員会で改正が必要だという意見をいただいた場合、市としてはその意見について、検証するなり改正の準備をしていくという流れが通常かと思ひます。しかし、それは市の動き方であって、議会が何をされるのかということになるのですが、されるとしたら賛成してくださいというようなことになっていくのかなということであれば、本来議員さん方には市民の代表として、自由なご議論をしていただくという職責もあろうかと思ひます。それを議会という言葉が入ることで縛

りつけるようなことになれば、そこは違和感があるのかなと
思っているところではあります。

委員長： 議会は議決権があり、市が提案したものを議決していただくという考え方があれば、あまり変な表現ではないと思うのですが。

委員： 唐突ですが、「議会及び市役所は」というところは必要ないのではないですか。条例が改正しないといけないというような内容で、自治基本条例推進委員会というのを持ってきて、変えないといけないとなれば、議会も市役所も当然変えないといけないですよね。なので、そのような表現はいらんのではないかと思います。まぎらわしい気がします。

委員長： あえて、「議会及び市役所」という主語がいらんのではないかというご意見です。「この条例の改正が必要となった場合には、速やかに改正する必要がある」とか、表現としては文言の整理はしないといけないですが、そのようなご意見でしたが、他の委員の方、どうでしょうか。

委員： いいと思います。

委員長： というご意見が2、3人の委員さんから出ていますが、これと違うご意見がありましたら、議論していただきたいのですが。

副委員長： 17条について、「門真市自治基本条例推進委員会の設置」という冠がついているんですよね。推進委員会の役割が上がってこないといけないんですよね。改正が必要となった場合には誰が議会または市役所に言うんですか。推進委員会の役割を書かないといけないと思います。だから、主語からいくと、委員会はこの条例の改正が必要となった場合には、議会、市役所に速やかに改正を要求するか委員会の役割を書かないと、この第2項は飛んでいる気がしますね。

委員： 基本的なところでいけば、推進委員会で検証して、必要であれば改正を求めるというのは、求める主体は条例を持って

いる主体ということで基本的には市なんですよね。

事務局： はい。そうです。

委員： だから、市という表現をどういう風に使うかということなので、市に対してそれを求めていくということで、後は、手続き上、市が条例改正の手続きを進めて、議会は議論をしていただくという流れでいいんですよね。どこが訴えて、どこが改正主体になるかが見えてこないのかなと思ったのですが。

委員： あえて2項があるかどうかですよね。これだったら、この条例改廃についての条項ですから、条項を起こしてやるくらいの値打ちのある条文として、あえて2項があるのかどうかですよね。

事務局： すみません。今のご意見をまとめさせていただくと、まず、推進委員会を設置する。第2項に推進委員会で検討した内容を市長に報告する。もし改正があれば必要な手続きはしなくてはいけないというような流れでまとめるということでしょうか。

委員長： 委員さん、何かご意見ございますか。事務局の方から、流れが提案されましたが。

委員： 推進委員会の設置について条文で書かないといけないことで、条例の改正にまで触れるというのが…

委員長： 17条でどこまで触れるのかですね。

事務局： 改正までは必要ないということでしょうか。

委員長： 17条の趣旨については、委員会で検証していくということですね。市民検討委員会の検討では、どこを主眼としているのですか。これは「速やかに改正しなければならない」というのは、あえて何かご議論があったのですか。

事務局： 元々は、時代の流れに応じて、改正の必要がある場合には、こういう条文をつけておいたほうがいいのかなどというところだったと思います。

ただし、条例ですので、当然改正というのはある話だとわれわれは認識しています。

委員長： 色々なご意見があるので、一度整理をしていただいて、案を作っていただいて、次回もう一度検討していただくということによろしいでしょうか。

そうしましたら、今日の宿題としては、12条で「全体の奉仕者」という表現を入れてはどうかというご意見があり、そこについては、事務局は検討していただきたいということと、委員の方は研究をしていただきたいということです。それと16条の地域会議の名称について、もっといい名称があるかどうかというご議論がありましたので、そのあたりもお願いしたいと思います。17条については、さきほどの意見を踏まえまして、検討していただいて、次回ご議論いただきたいと思います。

一応これで17条まで終わりましたが、何かご意見等ございますか。事務局何かありますか。

事務局： はい。前回の検討委員会において、法務課の方に確認しておくようにというご指示を頂いた部分に関して、ご報告させていただきます。第2条の定義におきまして、第4項の「市役所」という表現に関しまして、最高規範性と関連したご意見を頂戴しておりましたが、法務課の方に確認を行いましたところ、第2条の最初の部分で「この条例において」と明記しているところから、最高規範となる条例ではあるものの、文言が他の条例に及ぶものではないという回答を頂いております。あくまでも、この条例の考え方・理念が最高規範であるとお考えいただいて、「この条例において」という部分がかかってくるという答えを頂いております。

委員長： 事務局の方から、この条例の作り方において、法的な問題について確認したということで、説明がありました。何かご意見ございますか。この件についてはよろしいでしょうか。

前回、今回を踏まえまして、皆さんから頂いたご意見を参

考に事務局に再度、案を示していただき、出来れば次回、制定検討委員会での条例の承認を得て、条例素案としたいと思います。次回、色々なご意見が出てきたら、その次の回に回したいと思いますと思いますが、委員の方には前回・今回の懸案事項を踏まえまして、研究・検討をお願いしたいと思います。

それでは、今後の予定について、事務局より説明をお願いします。

事務局： では、次回の予定についてお知らせいたします。次回は2月8日水曜日午前10時から、場所は消費生活センター2階会議室で開催する予定となっております。ご多忙の中、恐縮ではございますが、よろしく願いいたします。

次回の案件につきましては、通知文のとおりでございます。よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

委員長： 一応、今日の懸案事項については、すべて終了しましたが、何かございますか。なければ、これで終了したいと思います。よろしいでしょうか。

では、ご苦労さまでした。ありがとうございました。